

COPY 産業廃棄物処理施設変更許可証

令和8年6月15日

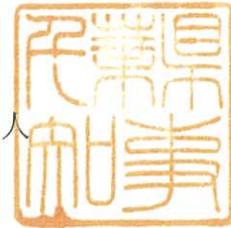
住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号30-2

氏 名 エコシステム千葉株式会社

代表取締役 小山 光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人



許可の年月日	平成19年3月30日	許可番号	第18-2-229号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)	1 施設の種類 (1) 汚泥の焼却施設、 (2) 廃油の焼却施設、 (3) 廃プラスチック類の焼却施設、 (4) 産業廃棄物の焼却施設 2 産業廃棄物の種類 (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ロ) 廃油、(ハ) 廃酸、(ニ) 廃アルカリ、 (ホ) 廃プラスチック類、(ヘ) 紙くず、(セ) 木くず、(セ) 繊維くず、 (シ) 動植物性残さ、(ソ) ゴムくず、(タ) 金属くず、(チ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(テ) 鉱さい、(ト) がれき類、(ト) ばいじん、 (フ) 産業廃棄物を処分するために処理したもの		
設置場所	千葉県袖ヶ浦市長浦字拓1号1番51、1番132		
処理能力	許可証別紙のとおり		
許可の条件	1. 特定悪臭物質と臭気濃度を可能な範囲で継続的な監視を行うこと。また、悪臭等の公害苦情が発生しないよう運転管理等に万全を期すこと。 2. 施設の運転管理に当たっては、適正な維持管理を行うため、維持管理マニュアルを整備するとともに職員の研修を定期的に行うこと。 3. 感染性廃棄物の取扱について、取扱手順に従い、適正な受け入れ・保管管理及び焼却処理を行うこと。 4. 環境保全について万全を期すため、安全で適正な維持・運営管理を行い、より一層環境影響の低減に努めること。		
規則第11条第8項の規定による許可証提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(続 く)

(許可証の続き)

平成10年 6 月15日 変更許可
平成15年10月10日 変更許可 (品目追加)
平成18年12月27日 変 更 届 (社名変更)
平成19年 3 月30日 変更許可
平成20年10月23日 変 更 届 (4品目追加)
平成23年 4 月20日 変 更 届 (代表者の変更)
平成25年 4 月22日 変 更 届 (代表者の変更)
平成31年 4 月16日 変 更 届 (代表者の変更)
令和 3 年12月 1 日 変 更 届 (本店住所の変更)
令和 8 年 5 月11日 変 更 届 (代表者の変更)

(以下余白)



処理能力（24時間）

(ア) 燃え殻	240 t/日 (10 t/h×24 h)
(イ) 汚 泥	197 t/日 (8. 21 t/h×24 h)
(ウ) 廃 油	209 t/日 (8. 71 t/h×24 h)
(エ) 廃 酸	210 t/日 (8. 75 t/h×24 h)
(オ) 廃アルカリ	210 t/日 (8. 75 t/h×24 h)
(カ) 廃プラスチック類	88 t/日 (3. 67 t/h×24 h)
(キ) 紙くず	79 t/日 (3. 3 t/h×24 h)
(ク) 木くず	83 t/日 (3. 46 t/h×24 h)
(ケ) 繊維くず	65 t/日 (2. 7 t/h×24 h)
(コ) 動植物性残さ	240 t/日 (10 t/h×24 h)
(サ) ゴムくず	34 t/日 (1. 41 t/h×24 h)
(シ) 金属くず	115 t/日 (4. 79 t/h×24 h)
(ス) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	240 t/日 (10 t/h×24 h)
(セ) 鋳さい	240 t/日 (10 t/h×24 h)
(リ) がれき類	240 t/日 (10 t/h×24 h)
(タ) ばいじん	240 t/日 (10 t/h×24 h)
(チ) 産業廃棄物を処分するために処理したもの	240 t/日 (10 t/h×24 h)

(以下余白)

